

「児童ポルノ排除総合対策」取組状況（概要）

平成 25 年 5 月 24 日
児童ポルノ排除対策 WT

I 児童ポルノ事犯の情勢（平成 24 年中）

- 平成 24 年中の児童ポルノ事犯の送致件数・人員は、1,596 件（前年比 9.7%増）、1,268 人（24.8%増）と引き続き増加し、いずれも過去最多である。このうち、インターネット関連事犯は 84.5%（1,349 件）を占める。特に、ブロッキングの対象とならないファイル共有ソフトを利用した事犯の送致件数は 519 件（41.0%増）と急激に増加している。
- 児童ポルノ事犯の約半数は、抵抗するすべを持たない低年齢児童が被害者と認められ、低年齢児童の児童ポルノは約 8 割が強姦や強制わいせつ的手段によって製造されている。

II 主な取組状況（平成 24 年 7 月から平成 25 年 4 月まで）

■ 1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

- 平成 24 年 11 月、国民運動を官民一体となって推進するため、児童ポルノ排除対策推進協議会を開催したほか、「子どもの人権を守る～被害者支援と被害防止教育～」をテーマに公開シンポジウムを実施した。【内閣官房、内閣府、警察庁等関係 9 省庁】
- 「児童虐待防止推進月間」（11 月）・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7 月）等の各種月間や「女性に対する暴力をなくす運動」（11 月）において、ポスターやリーフレットを作成・配布するなど広報活動を推進している。【内閣府、警察庁、厚労省等】
- ホームページ上に児童ポルノ被害の深刻さや「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」を含めた国内外の取組を掲載し、国民の理解増進に努めている。【内閣府、警察庁、外務省】

■ 2 被害防止対策の推進

- 非行防止教室、ケータイモラルキャラバン隊、インターネット安全教室等の啓発事業において、PTA 等の関係機関・団体と連携し、青少年のインターネットの適切な利用について啓発活動を推進している。【内閣府、警察庁、総務省、文科省、経産省】
- スマートフォンの普及を踏まえた保護者向けの啓発パンフレットを作成するとともに、春の進級・進学に伴う携帯電話の購入・買替時期において、フィルタリングの利用を呼び掛けた。【内閣府、警察庁、総務省、文科省、経産省等】
- スマートフォンが児童に急速に普及している状況を踏まえ、事業者に対する指導・要請の強化と保護者に対する広報啓発等により、フィルタリングの更なる普及への取組を推進している。【警察庁】
- インターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS）を開発して、全国の高校一年生約 2,500 名を対象にテストを実施し、集計・分析した結果を公表した。【総務省】

■ 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）から、インターネット・サービス・プロバイダ47社、検索エンジンサービス事業者4社、フィルタリング事業者3社（いずれも平成25年5月9日現在）に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供され、流通防止措置が講じられている。【警察庁、総務省、経産省】
- 精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うための実証実験を実施している。【総務省】

■ 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- 「全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」や都道府県警察の職員を対象とした各種会議・研修等において担当職員の意識啓発を図り、被害児童の早期発見や支援活動を推進した。【警察庁、文科省、厚労省】
- 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを希望するほぼ全ての全公立小中学校（約2万校）に配置するほか、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを都道府県・指定都市・中核市に配置することとし、相談体制の充実強化に努めている。【文科省】

■ 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化

- 低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯など、悪質な事犯に対する取締りを強化している。特にファイル共有ソフトネットワークについては、P2P観測システムにより、継続的に観測するなど取締りを推進している。【警察庁】
- インターネット利用事犯に係る悪質なサイト管理者等の関連事業者に対する刑事責任の追及に努めている。【警察庁】
- 児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。【法務省】

■ 6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

- 平成23年3月に開催されたG8ローマ・リヨン・グループにおいて各国の取組状況を取りまとめた「性的搾取による被害児童の支援好事例集」が成果文書として承認された。これをホームページ上に掲載し、関係各国・機関等との情報共有を図っている。【警察庁】
- G8各国における国内法制上の児童ポルノの定義に関する調査を実施した。【外務省】

III 当面の課題

- 平成22年7月の児童ポルノ排除総合対策を受けて、協議会やシンポジウムを通じた国民運動が推進されたほか、民間による自主的な取組として、インターネット上の児童ポルノ画像の閲覧防止措置（ブロッキング）が開始されるなど一定の成果を上げたが、児童ポルノ事犯の送致件数は過去最多を更新するなど、児童ポルノをめぐる情勢は極めて憂慮すべき状況にある。
- こうした状況を踏まえ、「第二次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、引き続き児童ポルノの根絶に向けて総合的な対策を強力に推進する必要がある。